

経営者によりそパートナー

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第1位

第249号 2019. 8. 6



第2位



第3位



第4位



チカ&ヒロマジックショー！



2019. 7 みどり会開催！

今年もソフトバレーボール大会を開催しました！昨年以上に多くの方に参加していただき、大いに盛り上がりました！その後の懇親会では、チカ&ヒロのマジックショーでさらに盛り上がり、楽しい一日となりました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

CONTENTS

● ひと言、発言		P 1
● 税務	「特別償却」と「税額控除」	P 3
● 今知っておきたい相続の話	保険金の課税上の取り扱い	P 5
● 生命保険	脳卒中の予防と食事	P 9
● 損害保険	火災保険、火事以外も安心	P 10
● 軽減税率制度対応の準備は進んでいますか？		P 11
● 事務所からのお知らせ	夏期休業のお知らせ	P 12
● 営業カレンダー		P 12
● あとがき		P 13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

“改正民法”のポイントも押さえた 相続セミナー・・・

当社では、一般の方からの相続についての相談も増えていきます。

- ・相続が開始したので…
- ・近い将来の相続が心配なので… 等々。

早めの相談とその準備が大事です。

大事なことは、次の4つです。

- ① 相続財産は何があり、その財産額はいくらなのか。
- ② 相続税がかかるのだろうか。
- ③ かかる相続税を今から下げるにはどんな方法があるのか。
- ④ 相続の時に財産分けでもめないための対策はないだろうか。

等々について、一つずつ、準備をすることをおすすめいたします。

また、およそ40年ぶりに、2018年7月民法相続法の改正が成立いたしました。すでに本年2019年1月13日から段階的にその施行がスタートしています。身近な改正が多くあります。自分自身に何に関係するのかを周知理解することが大事です。

その民法相続法の改正の主要内容を紹介いたします。

- ① 配偶者居住権の創設
- ② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- ③ 自筆遺言証書の方式緩和
- ④ 法務局による自筆遺言証書の保管制度の創設
- ⑤ 預貯金の払戻制度の創設
- ⑥ 遺留分制度の見直し
- ⑦ 特別の寄与の制度の創設 等々です。

皆さんに身近な改正です。当社では、下記日程でセミナーを開催いたします。



聞いて安心、知って納得！
相続に関する“改正民法”のポイントも押さえた

相続セミナー

1. 日 時 **令和元年10月3日（木）** 14時～16時
2. 会 場 加茂商工会議所 3階
3. 講 師 税理士法人山口会計パートナーズ
 代表社員・税理士 山 口 昇
4. 参加費 500円
5. 定 員 30人



後日正式にご案内させていただきます。来る10月の開催ですが、スケジュールに入れていただき、ぜひ1人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

税理士 山 口 昇

今月の一言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の8月6日掲載のものです。

設備投資後の節税に効果大！ 「特別償却」と「税額控除」について

設備投資には、生産効率のアップ、売上の伸長への寄与、積極的な事業展開が可能になる等のメリットがあります。設備投資の促進に一役買っている税制優遇措置として、「特別償却」と「税額控除」が挙げられます。

今回は、この税制優遇措置である「特別償却」と「税額控除」、そしてそれを利用した設備投資について説明させていただきます。

●「特別償却」と「税額控除」の節税効果

「特別償却」とは、通常の減価償却費とは別に経費の追加計上ができる制度です。課税ベースの利益から特別償却費を差し引くことで、法人税が減税できます。一方、「税額控除」は法人税額から税額を直接控除する制度です。

特別償却と税額控除は計算方法の違いにより、節税効果にも差が出ます。そこで両者の違いについて、資本金1,000万円の中小企業が耐用年数（税法上の使用可能期間）10年の機械装置を1,000万円で購入したと仮定して見ていきましょう。ここでは中小企業経営強化税制（中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができる制度）を例にします。

特別償却は、機械装置を購入した初年度に「取得価額1,000×100%=1,000万円」の経費を一括計上することで、法人税実効税率29.74%（平成30年度）に相当する約297万円分の節税効果が得られます。しかし減価償却費に計上する取得価額の枠を使い切ったため、翌年度以降の期間は経費の計上額は0円です。そのため、耐用年数をトータルで見ると、納付する法人税は特別償却を利用する前と同額になります。つまり、特別償却は設備投資した初年度分の納税を先延ばしにする制度なのです。

一方、税額控除は購入した初年度に「取得価額×10%（※資本金3000万円超1億円以下の法人の場合は7%）=100万円」の税額を法人税額から控除することができます。しかも特別償却とは違い、減価償却費に計上する取得価額の枠を使いません。そのため、節税効果は297万円に100万円を加えた397万円分になります。つまり、税額控除は税額控除分だけ税金を免除する制度と言えます。

●それぞれが活用できる業種と条件は？

そもそも特別償却と特別控除は経済政策です。そのため、活用できる業種と条件は制度の趣旨によって違ってきます。今度は中小企業投資促進税制（機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又

は7%の税額控除が選択適用できる制度)を例に説明します。

まず、活用できる業種は小売業、卸売業、製造業などに限定され、不動産業、物品賃貸業、電気業、水道業、映画業以外の娯楽業、性風俗関連特殊営業は除かれます。

次に、活用できる主な条件は以下の通りです。

特別償却の適用対象法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下の中小企業者又は農業協同組合等です。税額控除の適用対象法人は、資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小企業者又は農業協同組合等です。ただし、特別償却と税額控除いずれについても、いわゆる大企業のグループ会社は適用対象から外れます。

一方、主な適用対象資産は、160万円以上の機械装置、70万円以上のソフトウェアなどです。ただし、中小企業投資促進税制の適用対象は新品に限られて、中古は含まれません。

●特別償却はどのようなときに活用するのか

トータルで払う税金が変わらないなら特別償却を選ぶ必要はないのではないかと感じになるかもしれませんが、しかしタイミングによってはメリットがあります。そのタイミングとは、資金繰りの苦しい企業が設備投資後の支出を先延ばしにしたいときです。メリットは2つあります。

ひとつは、特別償却は購入した初年度の節税効果が抜群です。たとえば、銀行から融資を受けて設備投資をした場合、特別償却による節税のお陰で支出せずに済んだキャッシュを借入金の返済に充てることができるため、節税が借入金返済額の一部を補てんする役割を果たします。

もうひとつは、利益または累積利益が少ない年度でも活用できる点です。税額控除の限度額は一般的には法人税額の20%ですが、税額控除の限度額が法人税額の20%を超えた場合は、その超えた分の金額について1年間の繰り越しが認められます。

他方、特別償却については、たとえば、設備を購入した初年度に利益から特別償却費が控除しきれなくても、青色申告繰越欠損金として最大10年間繰り越すことができ、翌年度以降の利益から差し引くことができます。

●資金繰りの状況に応じて特別償却と税額控除を使い分ける

特別償却と税額控除のポイントは、どう経営に活かすかに尽きます。積極的な事業展開や新規事業の拡大が設備投資の動機であり、減税はそのバックアップの役割を果たしているからです。税金面で長期的視点から得たい場合は税額控除、設備投資後の納税の一部を先延ばし当面の資金繰りに余裕を持たせたい場合は特別償却を選択したほうが有利になります。資金繰りの状況に応じて両者を使い分けることをおすすめいたします。

担当：吉田智哉

相 続

今知っておきたい相続の話

その10 『保険金の課税上の取り扱い』

<Q>

高齢の父にかけている生命保険契約がいくつかあります。

近い将来の相続が心配です。

もし、父が亡くなった場合等のその保険金の課税上の取り扱いを教えてください。

かけている生命保険は次の4本です。

1. 契約者が父で、被保険者が父、受取人は私（長男）
2. 契約者が父で、被保険者も父で、受取人は母
3. 契約者が母で、被保険者は父で、受取人は母
4. 契約者が母で、被保険者は父で、受取人は私（長男）

<A>

「1」 保険金の課税関係

保険金を受け取ったときの税金の課税対象になる場合は次の3つです。

- ① 相続税・・・相続によって財産を取得したとき。
- ② 所得税・・・所得が発生したとき。
- ③ 贈与税・・・個人から財産をもらったとき。

保険金については、契約者（保険料を負担している人）、被保険者（保険の対象となっている人）、受取人（保険金を受け取る人）のそれぞれが誰であるかによって異なります。

上記の保険契約については、それぞれ

1：相続税、2：相続税、3：所得税、4：贈与税 の対象となります。

死亡保険金の課税については、次のとおりです。

<死亡保険金の課税関係>

契約者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
父	父	相続人(母、長男等)	相続税(保険金の非課税扱いあり)
父	父	相続人以外の人	相続税(保険金の非課税扱いなし)
母	父	母	所得税(一時所得)
母	父	契約者(母)以外の人	贈与税

○契約者と被保険者が同じ・・・相続税

まず、契約者と被保険者が同じ、つまり父が自分で保険料を負担していたケースです。この場合、死亡保険金は亡くなった父が支払った生命保険契約に基づく生命保険金ですので「相続財産」（正確には「みなし相続財産」と言います）として扱われ、相続税の課税対象となります。

そして、被保険者の相続人である母や子が受け取る場合には、死亡保険金は残された家族の生活保障という重要な目的を持った財産になりますので、一定の金額までは非課税となる税法上の特典があります。反対に、受取人が相続人以外のときは、非課税の扱いは認められていません。

○契約者と受取人が同じ・・・所得税（一時所得）

次に、契約者と受取人が同じ、たとえば母が父を対象とする死亡保険の保険料を負担し保険金を受け取るケースです。この場合は、母が支払った保険料をもとにした生命保険契約に基づく死亡保険金を自分で受け取ることになりますので「母の所得」として扱われ、所得税の課税対象となります。

なお、このケースで受け取った死亡保険金は「一時所得」として扱われます。

○契約者と被保険者と受取人がすべて違う・・・贈与税

最後は、契約者と被保険者と受取人がすべて違う人の場合です。受取人は自分以外の人（母）が支払った保険料をもとにした保険契約に基づく死亡保険金を受け取ることになりますので「贈与によって取得した財産」として扱われ、贈与税の課税対象となります。

「2」 保険金の相続税の取り扱い

相続税は、相続によって財産を取得したときにかかる税金です。死亡保険金は、相続税の対象となる場合は亡くなった方の財産とされ、「みなし相続財産」と言われます。

まず、死亡保険金の受取人が配偶者や子、父母、兄弟などの相続人であった場合は、保険金は残された家族の生活を保障する大切な財産ですので、一定の金額までは課税対象となりません。言い換えると、以下の金額を超える部分だけが相続税の課税対象となります。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

例) 相続人：妻と子2人（計3人） 夫の死亡保険金：3,000万円

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$$

$$\text{みなし相続財産} = 3,000\text{万円} - 1,500\text{万円} = 1,500\text{万円}$$

ここでいう死亡保険金とは、複数の保険契約から死亡保険金を受け取った場合は、そのすべてを合計する必要があります。一つ一つの保険ごとに非課税限度額が設けられているわけではないので注意が必要です。

なお、相続人以外の方が死亡保険金を受け取る場合には、この非課税の扱いは認められていません。

相続税の計算については、法定相続人の数に基づいた基礎控除額が設けられていますので、みなし相続財産とされる保険金を含めた他の相続財産の合計（債務や葬式費用を控除後の金額）が、基礎控除額以下であれば課税されないこととなります。

なお、相続人に対して、相続開始前3年以内の贈与財産がある場合は課税財産に加算することとなりますので注意が必要です。

基礎控除額は次の通りです。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

例) 法定相続人 妻と子2人（計3人）

夫の死亡保険金 : 3,000万円

みなし相続財産 : 1,500万円

その他の相続財産 : 3,500万円

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

$$\text{課税遺産総額} = 5,000\text{万円} - 4,800\text{万円} = 200\text{万円}$$

さらに相続税では、配偶者には課税優遇措置があります。配偶者が実際に受け取る相続財産が、1億6,000万円を超えるまで相続税がかからないこととなっています（1億6,000万円を超える場合は法定相続分相当額まで）。上記の例でいえば、死亡保険金の課税対象額は1,500万円ですので、配偶者であれば保険金の全額を受け取っても、他に受け取る相続財産が1億4,500万円以内であれば最終的に非課税となります。

「3」一時所得の計算

受け取った死亡保険金が一時所得の対象となる場合は、次の算式で計算することとなります。

$$(\text{受け取った保険金} - \text{実際に支払った保険料} - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

上記金額と他の所得の合計が所得控除の額を超える金額について所得税の課税所得となります。

「4」贈与税の計算

受け取った死亡保険金が増与税の対象となる場合は、次の算式で計算することとなります。

$$\text{受け取った保険金} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}$$

受け取った保険金は、その年の1月1日から12月31日までの他の保険金や贈与を受けた財産も含まれることとなります。

※ 思いもよらない税金の負担になることを回避するためにも、現在の保険契約の内容を確認して、見直しが必要かどうかを検討してみてはいかがでしょうか。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



今回のテーマ

脳卒中の予防と食事

基本的な事柄

脳卒中（脳血管疾患）は日本人の死亡順位の第4位を占め、1981年（昭和56年）にがんと入れ替わるまでは第1位でした。毎年12万人以上の方が死亡しています。脳卒中は脳血管発作ともいわれ、高血圧が原因の脳出血や、動脈硬化症を原因とする脳血栓などの急増、または漸次的な血液循環障害によって、意識、運動、言語、知覚、視力などさまざまな障害が起こる病気です。過去に軽い脳卒中の発作があった人はもちろん、高血圧症や動脈硬化症、糖尿病などの病気を持っている人や集団検診などで検査値が各種の生活習慣病傾向を指摘されている人などは、生活スタイルを見直し、規則正しい食生活と適度の運動を心掛けることが脳卒中を予防するうえで大切です。

食生活のポイント

1. 質と量のバランスの良い食事を取る

健康な体を維持し十分な活動をするためには、主食、主菜、副菜を揃えて食べましょう。

2. 標準体重を維持する

太り過ぎも、やせ過ぎもよくありません。どちらも高血圧や動脈硬化症などの原因になります。適正な体重に近づけるようにしましょう。

3. 動物性脂肪の取り過ぎに注意する

血液中のコレステロールの増加を予防するうえで大切です。牛肉や豚肉、鶏肉などの肉類の脂肪の多い部分は控えましょう。油は、バターやラードなどは控え植物性の油を使用しましょう。

4. 良質のたんぱく質は十分に取る

脂肪の少ない肉類、魚介類、卵、大豆製品、牛乳・乳製品などは不足しないよう毎日十分に取らしましょう。

5. 食塩は控えめにする

食塩の取り過ぎは高血圧など脳卒中の原因になる病気を助長させます。食塩を多く含む加工食品を避け、食塩は1日男性8グラム・女性7グラム未満を目標に、薄い味付けに慣れましょう。

6. 野菜、果物、海藻は十分に取る

これらの食品には、ビタミンやミネラル、食物繊維が豊富に含まれ、便通を整えるとともにカリウムは体内の余分なナトリウムを体外に排泄する働きを持っています。

新鮮な物を毎日十分取るように努めましょう。

7. 食事時間は規則正しく、3食を平均して食べる

朝、昼、夕食ともバランス良く食べ、落ち着いた気分で楽しく食事ができれば最高です。

8. アルコールは適量を飲む

アルコールは動脈硬化の危険因子です。深酒は厳禁、適量を守って程々にします。酒のさかなは塩辛いものを避け、脂肪の少ない肉や魚、そして豆腐や野菜などをバランスよく取り合わせましょう。



損害保険

「火災保険、火事以外も安心」

持ち家に住む多くの人は火災保険に加入されていると思います。火災保険では火事や落雷、風水害などの被害に遭った場合に保険金の支払いを受けられるというのが一般的に知られていますが、例えば、部屋の模様替えで家具を移動していたら、テーブルの脚がテレビに当たって画面が割れた。などの日常的な事故が火災保険で補償される場合があります。「自分の不注意だから仕方がない」とあきらめずに、補償範囲をいま一度確認してみましょう。

～火災保険、こんなときに使えることも～

●建物のケース

- ・掃除中に壁にモノをぶつけて壁が壊れた。
- ・建物の外から石が飛んできて、窓ガラスが割れた。
- ・自動車に当て逃げされ、塀が壊れた。

●家財のケース

- ・テレビを倒して画面を割った。
- ・戸棚が倒れて、戸棚とテーブルが壊れた。
- ・掃除機を階段から落として壊した。

●外出時(特約)

- ・持って行ったカメラを落として壊した。
- ・ゴルフのプレー中にクラブが木にあたり折れた。
- ・夜道でバッグをひったくられた。

●火災保険料の例

	保険金	保険料(年額)
建物	2000万円	約1万3000円
	(保険期間1年)	
家財	700万円	約8000円
	(保険期間1年)	
携行品損害特約		約1000円
	(保険期間1年)	
	(限度額50万円の場合)	

※現状では火災保険に加入されている方で、家財まで補償をつける人の割合は約4割のことですが、今一度ご自身の火災保険を確認いただき、モレのないようにしたいものです。

担当 星野 千香子

2019年10月軽減税率スタート！ 軽減税率制度対応の準備は進んでいますか？

いよいよ2019年10月から軽減税率制度が導入されます。
軽減税率対象商品を販売する事業者はもちろん、仕入先から受け取る請求書にも「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額（税込）」の記載があるか※のチェックが必要です。

※記載がない場合でも、該当請求書を受け取った事業者が追記することはできます。

新記帳方法

区分記載請求書を基に、帳簿等に記帳します。

【元帳】
簡易共通 売 上

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 11	掛売上 ㈱東京商店 日用品		22,000
	食料品 ※		21,600
11 11	掛売上 ㈱埼玉商事 日用品		16,500
	食料品 ※		32,400

※ 軽減税率対象品目

② 発行した請求書等の控えを
基に帳簿等に記載します。

納品書兼請求書 (控) No.45
2019年11月11日

㈱東京商店 御中

割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円

合計 43,600円
(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※ 軽減税率対象品目 〆ケ間商事

納品書兼請求書 (控) No.46
2019年11月11日

㈱埼玉商事 御中

紙コップ 2,200円
牛乳 ※ 10,800円

合計 48,900円
(10%対象 16,500円)
(8%対象 32,400円)

※ 軽減税率対象品目 〆ケ間商事



【元帳】
仕 入

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 18	掛仕入 ㈱静岡商店 日用品	55,000	
	食料品 ※	75,600	
11 19	仕入 ㈱山梨商店 日用品	88,000	
	食料品 ※	64,800	

※ 軽減税率対象品目

③ 受領した請求書等を基に帳簿等に記載します。

請求書 No.32
2019年11月18日

〆ケ間商事 御中

紙皿 5,500円
コーヒー ※ 16,200円

合計 130,600円
(10%対象 55,000円)
(8%対象 75,600円)

※ 軽減税率対象品目 〆ケ間商事

領収書 No.15
2019年11月19日

〆ケ間商事 御中

割り箸 2,200円
鮮魚 ※ 54,000円

合計 152,800円
(10%対象 88,000円)
(8%対象 64,800円)

※ 軽減税率対象品目 〆ケ間商事



出典：国税庁『消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド』

POINT!

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、**区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存**が必要となります。



請求書を見ながら直接会計システムに入力することで、**手間を削減**できます！

制度開始まで残り2カ月を切りました。
今一度、お客様が準備をしなければならないことを一緒に確認しましょう！

◆◇ 事務所からの お知らせ ◆◇



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

8月10日(土)~8月18日(日)



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◆◇

赤は山口会計の休業日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

あとがき

初めまして。このたび入社いたしました、**関野芳樹**と申します。

昨年成人し、現在は山口会計パートナーズにて、社会人として基礎から学んでおります。

お客様に感動していただける仕事ができるように、プラス思考で元気を自分へ心がけ、日々業務に取り組みまいります。よろしくお願いたします。



関野芳樹



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ
加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674
<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp